

伊勢原市せん定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出されるせん定枝の資源化と減量化を図るとともに、循環型社会の形成に向けた市民意識の向上を推進するため、せん定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出対象者は、市内に住所を有する個人で、自らの責任において適正な利用ができる者（以下「利用者」という。）とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(予約)

第3条 粉碎機を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、利用希望日の前日までに所管課に利用予約しなければならない。

2 予約の受付開始日は、利用希望日の属する月の1か月前の月初めからとする。

(申請)

第4条 利用希望者は、粉碎機の借受時に伊勢原市せん定枝粉碎機利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。なお、この際に利用希望者の身分を証する書類を提示するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として引渡日を含めて5日以内とする。

(利用料等)

第6条 粉碎機の貸出利用料は、無料とする。

(貸出条件等)

第7条 粉碎機を利用できる回数は、原則1か月に1回1台を限度とする。

2 利用中に生じる経費は、利用者が負担する。

3 粉碎したせん定枝は、宅地内等での自然還元処理を優先し、ごみ集積所に出してはならない。

4 利用者は、粉碎機を第三者に転貸してはならない。

5 利用者の過失により、粉碎機を損壊又は破損した場合において、原状回復ができないときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

6 粉碎機を返却するときは、清掃し、借受時の状態で返却しなければならない。

7 粉碎機を利用する際は、騒音及びせん定枝の散乱等に十分配慮し、近隣住民に迷惑を掛けないようにしなければならない。

(利用報告書)

第8条 粉碎機を返却するときは、伊勢原市せん定枝粉碎機利用報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。なお、粉碎機の故障又は異常等がある場合は、その旨を所管課に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(事故等の処理)

第9条 粉碎機の運搬又は使用上において、利用者の不注意等により事故及び負傷等を

被ったときは、利用者は、自己の責任においてこれを解決するものとする。

(貸出しの中止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、貸出しを中止することができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により貸出しを受けたことが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、貸出しを中止することが適当であると認められるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月6日告示第2号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第41号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢原市せん定枝粉碎機利用申請書

年 月 日

伊 勢 原 市 長 殿

(利用申請者) 住 所 伊勢原市

氏 名

電話番号

次のとおり、せん定枝粉碎機の利用について申請いたします。

利用期間	年 月 日から 月 日まで (日間)
利用場所	伊勢原市 <input type="checkbox"/> 住所に同じ
本人確認等	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (第 号) <input type="checkbox"/> ()
機 種	号機

私は、せん定枝粉碎機の利用にあたり、使用上の不注意等により事故及び負傷等を負ったときは、自己の責任においてこれを解決し、市に損害等の請求をいたしません。

年 月 日

氏 名

